

あさんず会館の使用料が変更されます

10月1日からの消費税率改定に伴い、あさんず会館の使用料が変わります。8%から10%になる消費税のうち2%に相当する額を使用料に上乗せさせていただきます。

ご利用の皆さま方には、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和元年7月30日

萩原振興事務所長

1 基本使用料

施設名	室名	区分 時間	午前	午後	夜間	全日	延長 1時間	摘要
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	9:00~ 22:00			
あさんず会館	ホール		1,250円	1,670円	1,670円	4,190円	410円	イス150人 イス無200
	第一研修室(和室)		940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円	31畳
	第二研修室(和室)		620円	830円	830円	2,090円	200円	17畳
	第三研修室(和室)		620円	830円	830円	2,090円	200円	10畳
	和室×2(3)室		940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円	2室以上使用
	調理室		940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円	

2 加算使用料等

区分	加算料等	備考
冷暖房設備を使用する場合は	基本使用料の 50%加算	
簡易な暖房器具(ストーブ等)を使用する場合は	基本使用料の 10%加算	
使用者が市外に住所を有するときは	基本使用料の1.5倍	
会館の設置目的以外の目的で使用する場合は	基本使用料の3倍 市外の方は5倍	※公民館は営利目的の使用はできません。
延長した場合に、1時間未満の端数があるときは	30分未満は切捨て 30分以上は1時間	

お問合せ先		お申し込み(昼間)
下呂市	萩原振興事務所	J A ひだ浅水支店
電話番号	0576-52-2000	0576-55-0234
FAX番号	0576-52-1966	0576-54-1675